

【消費生活の窓口から】

訪問購入（訪問買い取り）のトラブル

増加中につきご注意を！

～**不要なお皿**の買い取りの**はずが、大切な貴金属も**

強引に買い取られたという事案が多発しています!!～

購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入（訪問買い取り）」に関する相談が、ここ数年増加しています。契約当事者が60歳以上の割合が全体の8割近くを占めているという特徴があり、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。「なんでもいいから不用品はないか」「被災地支援に協力してほしい」など、**あの手この手で心理的ハードルを下げて来訪の承諾を得ようとする手口が見られ、売るつもりがなかった物品も強引に買い取る事例が目立ちます。**中山町でもよく聞かれる話なので、注意が必要です。

〈事例〉・突然自宅に電話があり、「皿1枚だけでもいいので」と食い下がられしかたなく訪問を承諾した。訪問を受けた際、「鑑定してあげるから」などと言われ、結局売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られてしまった。（70歳代 女性）
・「不用品を買い取る」という電話だったのに、「貴金属はないか」「査定だけでも」と長時間居座られ、根負けして貴金属数点を約1万円で売ってしまった。冷静に考えると1万円は安い。取り戻したい。（60歳代 女性）

【アドバイス】

- ◆購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- ◆突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- ◆事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- ◆買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- ◆購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- ◆クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引き渡しを拒むことができます。期間内は物品を渡さないことも一つの手です。
- ◆トラブルになった場合や不安がある場合は、警察相談専用電話（☎#9110）や消費生活相談窓口、消費者ホットライン^{いやや}188（局番なし）に相談しましょう。

※詳しくは、国民生活センターホームページ「[不要なお皿の買い取りのはずが、大切な貴金属も強引に買い取られた！－訪問購入のトラブルが増えています－](#)」をご覧ください。

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎662-2593